

# 特定非営利活動法人だいち定款

平成 28 年 1 月 9 日

## 第 1 章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人だいち という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市豊平区に置く。

## 第 2 章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、地域の市民文化を育成する担い手になり、生涯学習を障がい者、高齢者や地域市民と一体となって推進するとともに、さらに障がい者や高齢者の医療・福祉等の増進に寄与するため、生涯学習、文化活動事業等や施設の指定管理受託事業及びグループホーム、訪問介護やデイサービス事業等や温泉宿泊事業等をおこない広く公益に貢献する。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 災害救援活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (7) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (8) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (9) 地域安全活動
- (10) 消費者の保護を図る活動
- (11) 子どもの健全育成を図る活動
- (12) 情報化社会の発展を図る活動
- (13) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (14) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 公共施設の指定管理業務受託事業
- (2) 介護保険法に基づく認知症対応型共同生活介護事業
- (3) 介護保険法に基づく居宅サービス事業
- (4) 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
- (5) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- (6) 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
- (7) 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業
- (8) 介護保険法に基づく介護予防支援事業

- (9) 介護保険法に基づく通所介護事業
- (10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
  - (11) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく移動支援事業
  - (12) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業
  - (13) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
  - (14) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
  - (15) 児童福祉法に基づく障害児入所支援事業
  - (16) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
  - (17) 学術・文化・芸術・生涯学習活動の振興のための文化公演・講習会事業及びコンサート事業
  - (18) 学術・文化・芸術・生涯学習活動の振興や生涯学習活動における主催者支援相談事業
  - (19) 生涯学習等の文化公演事業並びに各種講習会等事業
  - (20) 障がい者等の自立をめざした耕作等・加工・販売事業
  - (21) 自立を目的とした、就労支援事業

2 この法人は次のその他の事業を行う。

- (1) 介護福祉用品機器の販売及び貸与事業及び修繕事業
- (2) 障がい者、高齢者、その他一般向け宿泊事業及びその施設運営管理事業
- (3) 障がい者、高齢者、その他一般向け入湯事業
- (4) 障がい者、高齢者、その他一般向け下宿事業
- (5) 生涯学習等や芸術文化等や一般の情報誌発行事業
- (6) 生涯学習等や芸術文化等や医療・介護等や一般のホームページの運営事業
- (7) 公共施設の目的外使用に係る事業
- (8) 上記項目に付帯するすべての事業

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

### 第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に協賛して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の趣旨に賛同し事業を援助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 正会員の入会については、特に条件は定めないが以下の手続きとする。

- (1) 会員として入会しようとするものは、理事会が別に定める入会申込書により、理事会に申込みものとし、理事会は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- (2) 理事会は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び年会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一つに該当するにいたったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を1年以上滞納し催告を受けても納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事会が別に定める退会届を理事会に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

#### 第4章 役員及び職員

(種別及び定款)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事3人以上6人以内とする。
- (2) 監事1人
- (3) 理事のうち、一人を理事長、一人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、理事会において正会員の中から選出する。

- (1) 理事長及び、副理事長は、理事の互選とする。
- (2) 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- (3) 監事は理事、又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故ある時又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事等の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合にはこれを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合は総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 役員は辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の三分の一を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合には、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬)

第19条 役員は理事会の合意により、その総数の三分の一以下の範囲で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務所等の組織並びに職員を内規に基づき置くことができる。

2 前項の職員は理事会が任命及び人事を行う。

## 第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) その他総会の運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は毎年1回開催する。

2 臨時総会は次の各号の一つに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項4号の規定により、監事から招集があったとき

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が召集する。

2 総会は前条2項第1号及び2号の規定による請求があったときは、その日から7日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、総会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面及び電子メール等をもって表決をし、又は他の正会員に代理人として委任することができる。

3 前項の規定により委任した正会員は、前2条、次条第1項第2号及び第46条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決については、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関らず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があつたとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定める他、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
  - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
  - (3) 事業計画及び活動予算並びにその変更
  - (4) 事業報告及び活動決算
  - (5) 借入金及び会費に関する事項
  - (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬等
  - (7) 事務局等の組織及び運営並びに職員の採用等の人事
  - (8) その他理事会の運営や会務の執行に関する事項
- (開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定による監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から7日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、会議日の前日までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人1人以上が署名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

### (資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

### (資産の区分)

第40条 この法人の資産はこれを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

### (資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事会が決定した内規に基づき理事会が管理する。

### (会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

### (会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて、特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

### (事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し監事の監査を受け、理事会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

### (事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

### (定款の変更)

第46条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の過半数以上の多数による議決を経て、かつ法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の承認を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 正会員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

### (解散)

第47条 この法人は、次に掲げる理由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の理由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の過半数以上の承認を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第48条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、札幌市に譲渡するものとする。

(合併)

第49条 この法人が合併しようとするときは、総会に出席した正会員の過半数以上の多数による議決を経て、かつ法第34条第3項に規定する所轄庁の認証を得なければならない。

#### 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第50条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載しておこなう。

#### 第10章 雑則

(細則)

第51条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

#### 附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行とする。
- 2 この法人の設立当初の正会員の入会金は第8条の規定にかかわらず1,000円とし、賛助会員は1,000円とする
- 3 この法人の設立当初の正会員の会費は第8条の規定にかかわらず年額1,000円とし、賛助会員は年額1,000円とする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第45条の規定にかかわらず、設立の日から平成29年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の役員は、次に掲げるとし、第16条第1項の規定にかかわらず、設立の日から平成29年3月31日までとする。

理事長 青山 正義

副理事長 澄川 敏彦

理事 福井 敏博

監事 稀代 恒司